

社会保障審議会 介護保険部会（第63回）	資料2
平成28年9月7日	

# 保険者の業務簡素化 （要介護認定等）

# 要介護認定の見直し等について

## 現状・課題

### 【要介護認定の現状について】

- 申請者が要介護認定の申請を提出後、認定を受けるまでの期間は平均で「36.5日」となっている。  
(出典：認定支援ネットワーク（平成26年4月～12月送信分）)
- 要介護（要支援）の認定者数は、平成27年4月現在608万人であり、この15年間で約2.8倍に増加している。  
認定者数の増加のペースは、平成18年度頃以降、一度遅くなったが、平成21年度頃から再び速くなっており、市町村の要介護認定の事務量も増加傾向にある。
- これまで、事務負担軽減の観点から、要介護認定に係る有効期間の延長を段階的に実施してきた。

# 要介護認定の見直し等について

## 現状・課題

### 【要介護認定の有効期間】

- 新規・区分変更認定の有効期間は原則「6か月」、上限「12か月」となっている。
- 更新認定の有効期間の上限は原則「12か月」、上限「24か月」（いずれも総合事業実施自治体の場合）となっている。
- 要介護認定後、一定期間経過後に要介護度が変わっていない者の割合は、下表の通り。

	要介護度が変わらない者の割合			
	6か月後	12か月後	24か月後	36か月後
新規認定	81.0%	42.3%	32.2%	25.0%
区分変更認定	84.7%	47.3%	36.3%	26.5%
更新認定	93.8%	85.8%	60.0%	40.6%

※死亡者を除く

※有効期間が満了していない者については、直近の認定結果を使用

（出典：介護保険総合データベース 平成28年7月15日集計分）

# 要介護認定の見直し等について

## 現状・課題

### 【要介護認定業務の各プロセスについて】

#### ① 認定調査及び主治医意見書について

- 要介護認定を希望する者が市町村に申請書を提出した場合、市町村は、認定調査員による心身の状況調査（認定調査）を行うとともに、主治医に意見書の作成を依頼し、これらに基づいてコンピュータ判定を行うこととしている。（一次判定）
  
- この際に作成される認定調査票及び主治医意見書は、コンピュータ判定に用いられるだけでなく、審査会において介護の手間を正しく判断し、本人の状態に応じたきめ細やかな認定を行うためにも用いられるため、要介護認定において非常に重要な役割を担っている。
  
- 現在、市町村における認定調査実施までの期間は「平均9.6日」、主治医意見書依頼から入手までの期間は「平均15.6日」となっている。  
（出典：認定支援ネットワーク（平成26年4月～12月送信分））

# 要介護認定の見直し等について

## 現状・課題

### ②介護認定審査会における審査（一次判定の修正・確定及び二次判定）

- 保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定の修正及び確定を行うとともに、一次判定結果・主治医意見書等に基づき審査判定を行う。（二次判定）
- 現在、市町村における年間の審査会開催回数は「平均207回」であり、審査会1回あたりの審査件数は「平均30.3件」、市町村職員が審査会に同席するための時間外勤務時間は「週あたり平均1.9時間」となっている。

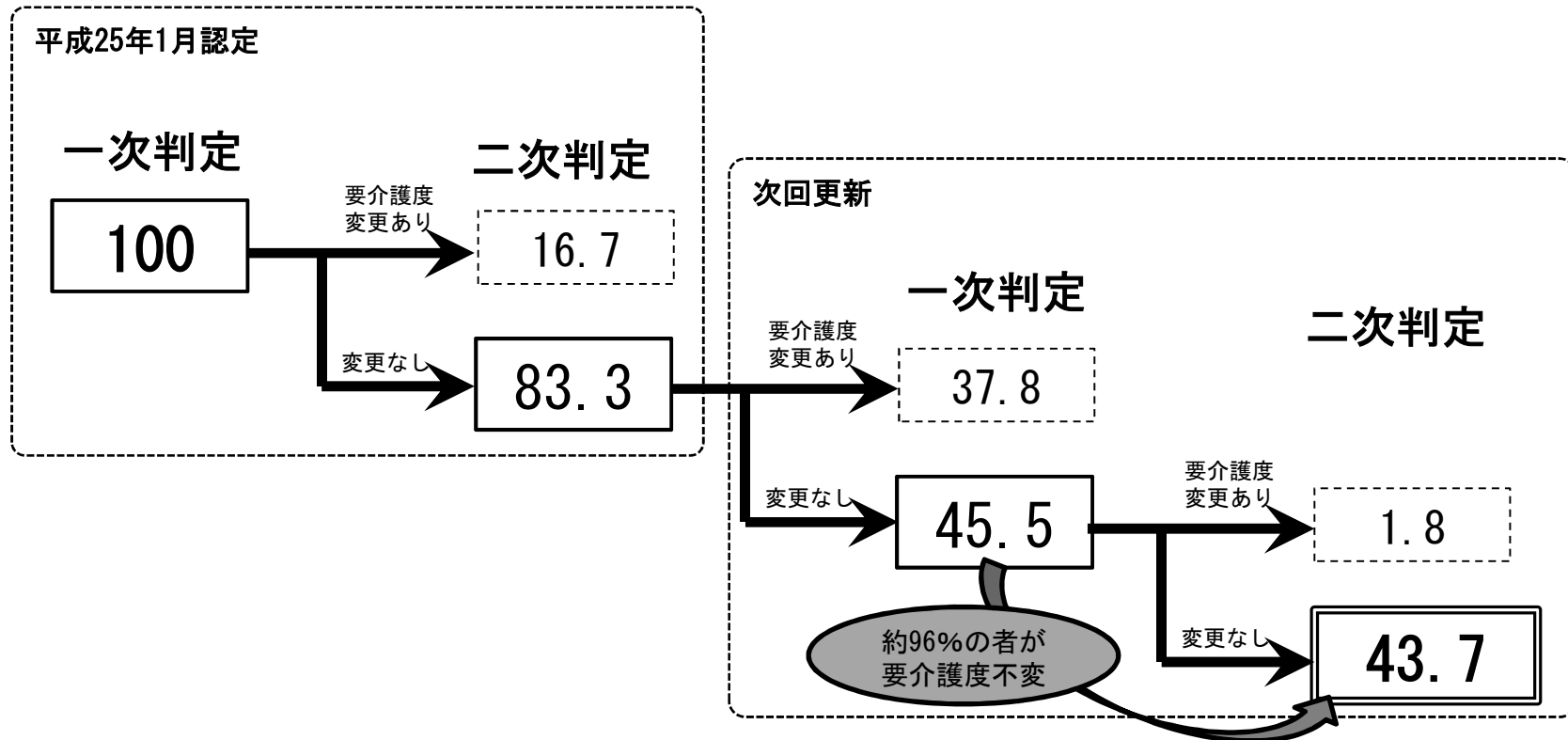
（出典：平成25年度要介護認定業務の実施方法に関する調査研究）

# 要介護認定の見直し等について

## 現状・課題

### 【要介護認定業務の各プロセスについて】

- 審査会が行った二次判定結果（要介護度）が一次判定結果から変更なかった者であって、次の更新時の一次判定でも再度同じ要介護度であった者は、約96%がその後の二次判定でも要介護度に変更されていない。



※ 平成25年1月に一次判定(新規・区分変更・更新)を実施した者を100としたとき、「二次判定」→「次回更新の一次判定」→「二次判定」の過程で要介護度の変化が生じなかった者の数を百分率で表示した。更新申請を行わなかった等の理由により次回更新の二次判定に至らなかった者は母数から除外している。

# 要介護認定の見直し等について

## 論点

- 要介護認定制度は介護保険制度の根幹をなす重要な役割を担っており、現在実施している要介護認定プロセスを一律に廃止・省略することは、要介護認定の信頼性に影響を与えるおそれがあり困難であるが、各プロセスを考慮した上で、次のケースについて事務の簡素化を図ってはどうか。
- ①更新認定の有効期間のさらなる延長
  - 新規・区分変更申請において、12か月経過時点で要介護度が不変である者の割合が4～5割であることとの均衡を鑑み、認定事務の処理件数の減に伴う事務職員等の負担軽減を図るため、更新認定有効期間の上限を36か月に延長することを可能としてはどうか。
- ②介護認定審査会における審査の簡素化
  - 認定調査等の内容が長期に渡り状態が変化していない（状態安定）者については、要介護度もまた不変である蓋然性が高いことが想定されることから、審査会委員等の事務負担の軽減を図るため、状態安定者について二次判定の手続きを簡素化することを可能としてはどうか。  
状態が安定しているかどうかを確認する際の具体的な要件については、要介護認定の実態研究を実施し、その結論等を踏まえ設定することとしてはどうか。